

令和7年度周南市木造住宅耐震診断員派遣事業募集要領

周南市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第13条に基づき、木造住宅耐震診断員派遣事業実施について必要な事項を定める。

なお、この要領において使用する用語の定義は、実施要綱の定めるところによる。

1. 募集方法

周南市木造住宅耐震診断員派遣事業の募集は、市広報（5/1号）、市ホームページ、ケーブルテレビ、マスコミへの投げ込み及びデジタルサイネージにより行う。

2. 募集期間

募集期間は、令和7年5月9日（金）から令和7年10月31日（金）までとする。

3. 募集件数

20件（先着順）

※募集件数の上限に達して以降の申請は、補欠枠として受け付けるものとする。

受付済みの申請において、診断員不派遣決定及び耐震診断取りやめ届の提出等があり募集枠に空きができた場合は、募集期間内に限り、補欠枠の1番目の方から案内する。

4. 申請書類の提出先

本事業に係る申請書類は、住宅課窓口直接提出するものとし、郵送、FAX、メールその他の方法では受け付けないものとする。

5. 添付書類

周南市木造住宅耐震診断申込書（別記第1号様式）に添付する書類は、次のとおりとする。

(ア) 付近見取図

(イ) 対象住宅の所有者及び建築時期が分かる書類（登記事項証明書、建築確認済証、固定資産税課税明細書、固定資産税名寄帳の写し等）

(ウ) 滞納の無いことの証明書（周南市税）

6. 希望する耐震診断員の申し出

申込者は、「山口県木造住宅耐震診断員名簿（山口県作成）」に登録されている者から、派遣される耐震診断員を希望することができる。この場合、別記第1号様式にその旨を記載するものとする。

7. 実施要綱に規定する特段の事情

実施要綱第6条第1項に規定する特段の事情により所有者が実施できない場合とは、健康状態

等を理由に所有者本人による申請手続きが困難であること等をいうものとする。この場合、申込みをしようとする者は、周南市木造住宅耐震診断員派遣事業に係る理由書（別記募集要領様式第1号）を別記第1号様式と併せて市長に提出するものとする。

8. 実施要綱様式

別記第5・10～13号様式は、押印廃止。別記第1号様式について、誓約事項以外は押印廃止。誓約事項は署名でも可。